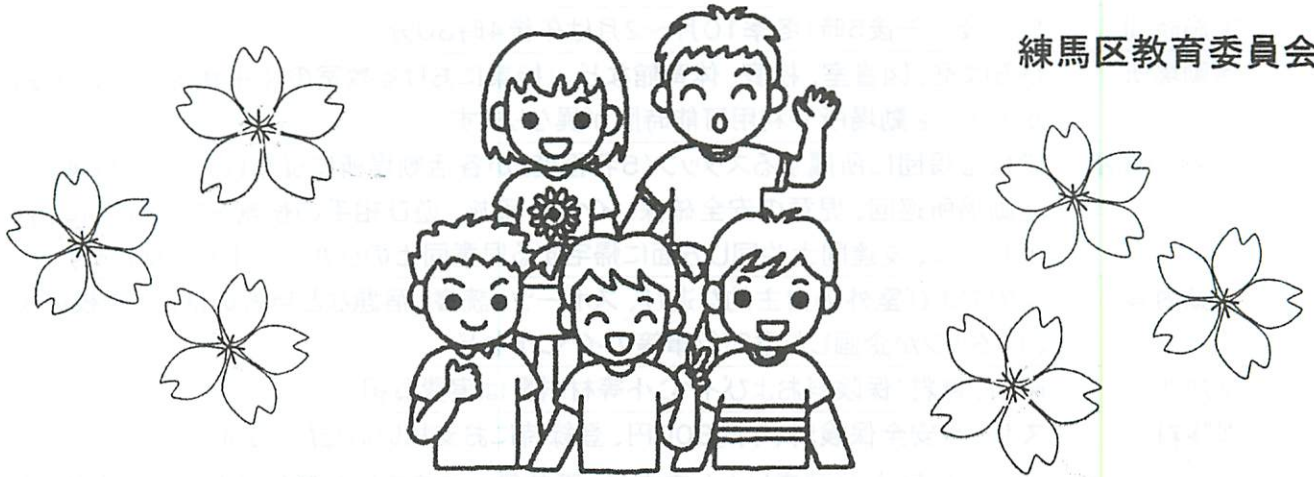


# 『さくらっ子ひろば』のしおり

練馬区教育委員会



## 学校応援団とは

- ① 青少年委員やPTA、町会など地域住民を主体とする小学校を応援する組織で、学校ごとに設置されるものです。
- ② 子供たちや地域のために、学校教育に支障のない範囲で学校施設の有効活用を図り、地域の核としての開かれた学校づくりを推進します。

### ◆ 活動内容は

学校開放(校庭・体育館・図書館・教室)事業

児童放課後等居場所づくり(ひろば)事業

その他、学校施設と地域の皆様の知識や経験を活かした事業

## 「ひろば」とは

### ◆ ひろばでは

学校の授業が終了した放課後に、児童がそのまま学校のひろば室・図書室・校庭などで、自主遊びや自主学习、読書などをすることができます。

児童にとっては、帰宅せずにランドセルを置いたまま学校で友達と安全に楽しく過ごすことができるのが魅力です。

### ◆ スタッフは

地域や保護者の方々に有償のボランティアとして協力していただいています。

### ◆ けがは

ひろばに参加した時点で、学校の管理下から離れ下校後の扱いとなります。

安全には十分配慮いたしますが、けがなどにつきましては保護者の責任となります。

(スポーツ安全保険に加入していただきます。なお、通院1日目からお見舞金が出ます。)





## 《さくらっ子ひろばの概要》



対象者	大泉桜学園に在籍し、ひろばへの参加を事前に登録申込みをした児童。
実施日	学校の授業のある月曜日～金曜日(週5日) ※土日祝日や夏休み等の三季休業日は学校開放事業(図書・校庭)のみです。
実施時間	放課後～午後5時(冬季10月～2月は午後4時30分)
活動場所	ひろば室、図書室、校庭、体育館など。(授業における教室の使用状況により、利用ができる活動場所や利用可能時間が異なります。)
スタッフ体制	学校応援団に所属するスタッフ(5名程度)が各活動場所に従事します。受付業務、活動場所巡回、児童の安全確保、イベント実施、遊び相手の役割を担うとともに、終了時には、友達同士や同じ方面に帰宅する児童同士のグループ下校を促します。
活動内容	室内および室外の自主的な遊び、スポーツ、読書、宿題など自習のほか、学校応援団スタッフが企画した季節行事等のイベントなど
参加費	原則、無料(保険料およびイベント等材料費は実費負担)
保険料	スポーツ安全保険料(年間800円、登録時にお支払いいただきます。) ※安全には十分配慮いたしますが、事故等につきましては保護者の責任となります。(公園等で事故に遭った場合と同様です。) そのため、参加する児童には傷害補償・賠償責任補償のための保険への加入をお願いいたします。
利用方法と注意点	※事前に登録申し込みをします。(年度ごとに更新が必要です。) ・登校前にその日にひろばに参加するか、何時に帰宅するか、親子で約束します。 ・参加するときは、ひろばにランドセルを置き、名簿に記入し、名札を付けて活動。 ・帰るときも、名簿に記入し、名札を返して、ランドセルを持って帰宅。 ・いつでも自由に参加でき、終了時間前に帰ってもかまいません。 ・名札を紛失した場合には実費(100円)で購入していただくことになります。 ・お子さんが一度帰宅した場合は「校庭開放」と「図書開放」のみの利用となり、さくらっ子ひろばの利用はできなくなります。 ・開放参加の場合、自転車に乗ってくることは禁止です。必ず徒歩で来るようにして下さい。

- ※ 学童クラブと異なり、子どもたちを預かるのではありません。スタッフ2～5名を配置し、子どもたちが安心して過ごせる「居場所」を提供します。
- ※ 季節行事等のイベントにつきましては年に数回を予定していますが、日程などにつきましては毎月の「ひろばだより」をご覧ください。
- ※ ひろばを利用するときに受付をしていないと保険金が出ないことがあります。ひろばに行ったら必ず受付を済ませるようにお声かけください。
- ※ ひろばでけがをした場合はスタッフが応急処置をし、場合によっては保護者の方へ連絡してお迎えをお願いすることもありますのでご了承ください。



お問い合わせ先

大泉桜学園学校応援団 **さくらっ子ひろば**

TEL 3924-6751 (ひろば実施時間帯のみ)





# 平成24年度 さくらっ子ひろば・学校開放の活動



大泉桜学園学校応援団

実施月	プログラム	場 所	内 容	ひろば登録者 のみ参加可能
5月	工 作	ひろば室	カーネーションカード	○
5月	手芸教室	ひろば室	ミサンガ(4~6年対象)	○
6月	自転車点検	校 庭	点検後、しゃぼん玉・紙風船遊び	
6月	折り紙教室	図書室	跳ねる馬	
7月	学童クラブ連携事業	校 庭	縄跳び(ダブルダッチ)	○
		ひろば室	プラバン	
7月	折り紙教室	図書室	昆虫(カエル・せみ等)	
9月	工 作	ひろば室	切り絵のしおり	○
9月	手芸教室	ひろば室	ケーキのストラップ(1~3年対象)	○
10月	折り紙教室	図書室	動物(パンダ)	
10月	工 作	ひろば室	かんたんロケット(ハロウィンアレンジ)	
11月	さくらっ子まつり	校 庭	模擬店(焼きそば・フランクフルト)	
			キックターゲット・ストラックアウト・風船割り・プラバン	
		東体育館	ペットボトルボーリング・けん玉・迷路・ゴム段	
11月	学童クラブ連携事業	校 庭	ドッチビー大会	○
		ひろば室	自由遊び	
12月	工 作	図書室	クリスマスオーナメント	
12月	クリスマスコンサート	東体育館	吹奏楽部による演奏会	
12月	工 作	ひろば室	ペットボトルクリスマスツリー	○
1月	折り紙教室	図書室	季節のもの(干支のへび・鬼・入れ物)	
2月	折り紙教室	図書室	お雛様	
2月	学童クラブ連携事業	東体育館	新聞紙の大雲	○
		ひろば室	革細工	
3月	手芸教室	ひろば室	フェルトのカゴ	○



## 平成25年度の予定



実施予定	プログラム	場 所	内 容 (予 定)	ひろば登録者 のみ参加可能
未定	折り紙教室	図書室	年5回実施	
未定	手芸教室	ひろば室	年3回実施	○
未定	工 作	ひろば室	年2回程度実施	○
未定	学童連携事業	校庭・ひろば室	校庭遊び・室内遊び (年3回実施)	○
未定	さくらっ子まつり	校庭・体育館	模擬店・イベント	
12月	クリスマスコンサート	東体育館	吹奏楽部演奏予定	

○はひろば登録者のみ参加可能行事





# “放課後子ども教室”に参加される皆様へ

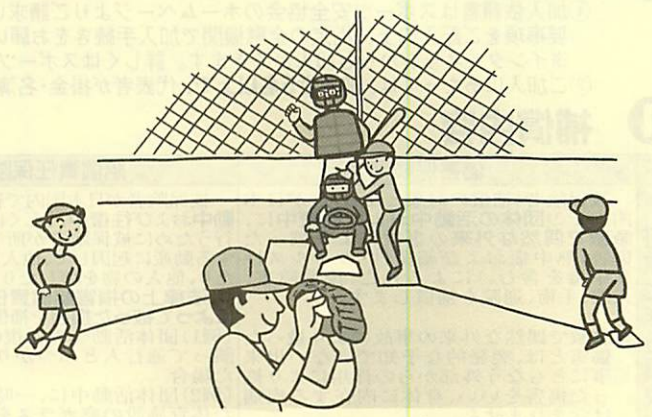
## スポーツ安全保険のご案内

★“放課後子ども教室”を安心サポート!!

「放課後子どもプラン」に基づく「放課後子ども教室」に安心して参加いただくために、万一のケガや賠償責任の事故への備えとして、スポーツ安全保険にご加入されることをお勧めします。

本補償制度は、放課後子ども教室に参加する子どもから、指導者等の大人（安全管理員、学習アドバイザーなどを含みます。）まで幅広い層を対象とし、また、スポーツ活動に限らず様々な放課後子ども教室での団体活動を補償しております。

(ただし、学校管理下における活動を除きます。また、A2区分ではスポーツ活動は対象になりません。)



●野球やサッカーなどのスポーツ活動



●工作などの文化活動



●各種体験活動

### 平成25年度 加入区分・掛金・補償額

加入者ごとに加入区分をご選択いただき、合計人数が5名以上でご加入ください。

加入対象者	加入区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
			死亡	後遺障害 (最高)	入院(注1) (日額)	通院(注1) (日額)		
子ども (中学生以下 特別支援学校高等部 の生徒を含む。)	A1 (注2)	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算1事故5億円 ただし、身体賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	A2							
大人 (高校生以上)	AC	1,300円	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		

(注1) 入院、通院については治療日数1日目から補償します。  
(注2) 子どもの場合、「団体活動中およびその往復中」以外の事故も補償するAW区分もあります。  
(注3) 指導者の取扱いにつきましては、「スポーツ安全保険の解説」をご覧ください。

このご案内は放課後子ども教室に参加される方々向けに、スポーツ安全保険の概要を説明したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」「重要事項説明書」(平成25年2月下旬作成予定)をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましては、スポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。



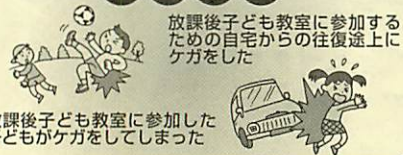
# スポーツ安全保険の補償内容について

## 1 対象となる事故

ご加入いただいた教室の管理下で行われる団体活動と、自宅と団体活動場所との通常経路往復途上の傷害・賠償責任事故および突然死(注)を補償します。(ただし、学校管理下における活動中の事故を除きます。)

(注) 被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。

### 傷害保険



### 賠償責任保険



### 突然死葬祭費用保険



## 2 保険責任期間(補償期間)

平成25年4月1日午前0時より平成26年3月31日午後12時まで

年度途中からでもご加入できます。

ただし、平成25年4月1日以降のお申込みの場合は、補償は加入手続日の翌日の午前0時から有効ですが、保険責任期間の終期は左記と同様平成26年3月31日午後12時までとなります。中途加入をする場合でも年間掛金を適用します。

## 3 ご加入方法 平成25年3月から受付開始

①加入依頼書はスポーツ安全協会のホームページよりご請求いただくか、スポーツ安全協会支部、各教育委員会などに設置しておりますので、必要事項をご記入の上、指定の金融機関で加入手続きをお願いします。(平成25年度加入依頼書は平成25年2月下旬より配布予定)

※インターネットからも加入ができます。詳しくはスポーツ安全協会ホームページをご覧ください。

②ご加入にあたっては、加入者5名以上で、代表者が掛金・名簿をとりまとめてお申込みください。追加加入の際には1名からでも手続きができます。

## 4 補償内容

	傷害保険	賠償責任保険	突然死葬祭費用保険
対象となる事故	被保険者(補償の対象となる方)が日本国内での団体の活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。 ※急激で偶然な外来の事故により被った傷害とは、突発的な予知できない出来事ともなう外部からの作用により被った傷害をいい、身体に内在する疾病は含まれません。	被保険者が日本国内で行う団体の活動中および往復中、もしくは団体活動を行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負うことにより被った損害を補償します。 (例1)団体活動への往復中、自転車ですって通行人とぶつかりケガをさせた場合 (例2)団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを誤って割ってしまった場合	被保険者が日本国内での保険期間中の団体の活動中および往復中に、突然死(※)した場合、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。 ※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。 ①団体の活動中および往復中の死亡 ②団体の活動中および往復中に顕著な体調変化が確認(*1)され、そのときから24時間以内の死亡(*2)。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限り、被保険者以外の第三者により確認されたものに限り、(※1) 顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。
保険金が支払われない主な場合	(1)次のような事由により生じた傷害 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転 ③被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失 ④被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置(保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く。) ⑤地震、噴火、津波、戦争その他の変乱*、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。 (2)むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの (3)学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害(ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。) (4)山岳登山などの危険度の高いスポーツを実施している間に生じた傷害 (5)AW区分の「団体活動中および往復中」以外での熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒 (6)次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。 ①急性心不全、脳内出血などの突然死(突然死葬祭費用保険の対象となります。) ②野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害 ③成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など)など (7)日本国外での事故および保険期間外に発生した事故	(1)法律上の賠償責任が発生しない損害 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は一般に法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。 (2)次のような事由に起因する損害 ①被保険者の故意 ②被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打 ③自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)、航空機(グライダー、飛行船およびモーターハン ググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)、船舶(人または風力を原動力とするものを除く。)、所有、使用または管理 ④狩猟 ⑤地震、噴火、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など (3)被保険者と同居する親族に対する賠償責任 (4)被保険者の所有、使用若しくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設を壊した場合は支払われます。) (5)被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害 (6)学校または保育所の管理下における活動中に起因する損害 (7)山岳登山などの危険度の高いスポーツ活動に起因する損害 (8)被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害(ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。) (9)被保険者が公務員(ただし、スポーツ推進委員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する損害 (10)日本国外で行う活動に起因する事故(AW区分については一部対象となります。) (11)保険期間外に発生した事故	突然死葬祭費用保険 (1)次のような事由により生じた突然死 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転 ③被保険者の心神喪失 ④被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置 ⑤地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2)学校、保育所の管理下の活動中に生じた突然死(ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。) (3)AW区分の「団体活動中および往復中」以外での突然死 (4)日本国外での事故および保険期間外に発生した事故 (5)スポーツ安全保険(傷害保険)の死亡保険金としてお支払い対象となる死亡 (6)生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用

(お問い合わせ先)

公益財団法人 **スポーツ安全協会**

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-11

http://www.sportsanzen.org

03-5510-0022

<引受幹事保険会社>

東京海上日動火災保険(株) 公務第2部公務第1課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階

TEL. 03-3515-4133 (平日9:00~17:00)

(共同引受保険会社(平成25年4月予定))

あいおいセレクト 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動

日新火災 日本興亜損保 富士火災 三井住友海上

インターネット  
からの資料請求

資料請求はスポーツ安全協会ホームページより受付けております。(平成25年度の各種資料は平成25年2月下旬より受付)

http://www.sportsanzen.org

または

なお、3月、4月中の発送には多少日数がかかる場合があります。お急ぎの場合はスポーツ安全協会各支部までご連絡ください。

●当補償制度は、スポーツ安全保険特約書に基づく傷害保険(スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)・突然死葬祭費用担保特約付普通傷害保険)および賠償責任保険(スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付施設賠償責任保険およびスポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保))によって構成されています。



# 平成25年度「さくらっ子ひろば」 登録申込書

大泉桜学園学校応援団 団長 宛

## 【確認事項】

①「さくらっ子ひろば」は、原則として、学校の授業終了後に、そのまま学校の施設で過ごすことのできるしくみです。参加した時点で学校の管理から離れ、下校後の扱いとなります。(学童クラブとは異なり、子どもたちを預かるものではありません。)

②学校応援団では、参加児童の安全確保に努めますが、「さくらっ子ひろば」での事件・事故等につきましては、保護者の責任となります。(公園などで事件・事故等にあった場合と同様です。)

上記の事項について承諾のうえ、登録を申し込みます。

(太枠内をご記入ください。)

ふりがな 児童氏名		学年・組	年 組
生年月日	( 才 )	性別	男 ・ 女
自宅住所			
ふりがな 保護者氏名	(印)	自宅電話番号	
緊急時の連絡先	①電話	職場・携帯・その他( )	
	②電話	職場・携帯・その他( )	
備考	*兄弟姉妹がいる場合は学年・組・氏名を記入願います		

※捺印漏れ、スポーツ保険料の入れ忘れがありますと登録が出来ませんので十分お気をつけ下さい。

◎児童一人につき、1枚ご記入ください。

◎緊急時の連絡先は、職場や携帯電話など、すぐに連絡のつく電話番号を記入してください。

◎ご記入いただいた個人情報、緊急連絡やひろば事業関係のみに利用し、無断で他への情報提供は行いません。また、厳重な保管に努めます。

《 申 込 方 法 》 ※この「申込書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、「スポーツ安全保険料800円」と一緒にお手持ちの封筒(学年・組・名前記入)に入れ、お子さんを通じて担任の先生にお渡し下さい。 ※必ずおつりのないようお願い致します。

《 申込み期限 》 **4月16日(火)必着厳守**

※左記の申し込み期限を過ぎますと、保険手続きの関係上、新1年生と一緒に登録して頂くこととなりますので、予めご了承下さい。

担任の先生に提出してください

## 預り証

\_\_\_\_\_年 組 (児童名) \_\_\_\_\_さんの保護者様

平成25年度スポーツ安全保険料として、800円をお預かりいたしました。

平成25年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

大泉桜学園学校応援団  
団長 \_\_\_\_\_中 田 清 (印)